

<報道発表資料>
(経済同時)

令和8年5月8日
京都市産業観光局地域企業振興室

「賃上げ環境整備支援事業」支援対象者の募集

京都市では、中小企業等の持続可能な経営に向けて、各種支援策により経営基盤の強化を促進しています。

この度、物価高騰や深刻な人手不足等の厳しい経営環境にある市内中小企業等が、生産性の向上と賃上げの好循環を実現するため、専門家の伴走支援を受けて業務プロセスの改善や最適化に取り組みつつ、省力化に資する設備投資を行う「賃上げ環境整備支援事業」を実施しますので、支援対象者を募集します。

<事業概要>

● 対象者

京都市内に主たる事業所を有する中小企業・小規模企業者、個人事業主、組合等
※実績報告時の直近1箇月分の給与支給総額が基準月（令和7年12月）と比較して、1.9%以上増加している必要があります。

● 支援内容

- ・「省力化・生産性向上」につながる「設備投資・機器購入」に係る費用等の一部を補助します。
- ・設備投資・機器購入を専門家「中小企業診断士」が伴走支援します。事業運営のお悩み事なども最大3回まで無料で相談できます。

区分	補助率	補助上限額	補助下限額
一般枠	補助対象経費の2/3以内	200万円	50万円
小規模企業者枠	補助対象経費の4/5以内	100万円	20万円

※小規模企業者枠は、小規模企業者（個人事業主含む）のみ選択可

● 補助対象事業

専門家派遣等を通じて作成した事業計画に基づき実施する、省力化・生産性向上に資する機械装置・設備の導入を行う事業

● 補助対象経費

機械装置・備品費、導入関連費

例)食洗器、業務用冷蔵庫、食券販売機、フォークリフト、NC加工機等

<申請方法>

- 特設サイト・事務局について
 - ・令和8年5月8日（金）10時に特設サイト・事務局を開設します。
<https://j-lppf3.jp/kyoto-chinage/>
- 事前エントリー
 - ・補助金の交付を申請しようとする方は、あらかじめ特設サイトで事前エントリーをし、専門家による伴走支援を受けていただく必要があります。
 - ・令和8年5月20日（水）9時～令和8年7月17日（金）17時
※予算額に達し次第、受付終了します。
- 交付申請
 - ・専門家派遣後、補助金の交付を受けようとする方は、特設サイトで申請していただきます。



<申請先・お問合せ先>

京都市賃上げ環境整備支援事業事務局 宛

電話：0570-075-820（受付時間：平日9時～12時/13時～17時）

E-mail：jimukyoku_000@kyoto-chinage.jp

<報道機関からのお問合せ先>

京都市産業観光局地域企業振興室

電話：075-222-3329